# [５] 非正規雇用労働者処遇改善支援事業

雇用労政課働き方改革推進室就業環境係
内線26-467　直通011-204-5354

非正規雇用労働者の処遇を改善するため、道内中小企業に対して支援プログラムを提供し、従業員の正規化や最低賃金の引き上げ、同一労働同一賃金といった非正規雇用労働者の処遇改善に向けた事業者支援を実施することにより、良質な雇用による正社員就職者等の創出・定着を図る。

## 事業内容

1　意向調査の実施
道内の中小企業2,500社以上を抽出し、「非正規雇用労働者の正規化」、「最低賃金の引き上げに伴う経営への影響」及び「同一労働同一賃金の進捗状況」に関するアンケート調査を実施し、「非正規雇用労働者の正規化」、「最低賃金の引き上げに伴う経営への影響の緩和」又は「自社の同一労働同一賃金のセルフチェック」への取組意欲はあるものの、実行できていない企業を抽出する。

2　個別支援の実施
意向調査の結果を基に、取組意欲のある企業に対して、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家による個別支援を実施する。

3　報告書の作成
本事業の成果をとりまとめた報告書を作成する。

| 取組項目 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 意向調査の実施 | ← | → | | | | | | | | |
| 2 個別支援の実施 | | | ← | | | | | | → | |
| 3 報告書作成 | | | | | | | | | | ↔ |